

## 神戸学院大学 緊急学費減免に関するQ&A

### 【目次】

#### ● 要件について

##### P.2

- Q1 新型コロナウイルスの影響を受けた後の所得が新型コロナウイルスの影響を受ける前の所得と比較し 1/2 以下にならない場合は、対象になりませんか。
- Q2 新型コロナウイルスの影響前後の所得比較をどのように行ったらよいか教えてください。
- Q3 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援受給証明書の取り扱いについて、教えてください。

##### P.3

- Q4 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援と認めている制度を教えてください。
- Q5 例示されていない経済支援を受けているのですが、その他の公的支援として認められますか。また、その他として認められる要件はありますか。

#### ● 申請・提出書類について

- Q6 令和3年度に公的支援を受けたので、その受給証明書を根拠資料として2022年度緊急学費減免に申請してもいいですか。

##### P.4

- Q7 公的支援の受給証明書は主たる家計支持者が受領したものでなければいけませんか。
- Q8 自営業で毎年年末に確定申告のため帳簿等の作成を税理士にお願いをしています。直近3か月分の帳簿が作成できていない状況ですが、どうすればいいですか。
- Q9 現在、失業(廃業)しています。何を提出すればよいですか。
- Q10 過去に緊急学費減免に申請していたため、当時提出した書類を流用してほしいのですが可能ですか。
- Q11 所定の期日までに書類が提出できない場合は、どうすればよいですか。
- Q12 指定されている書類の代わりに他の書類を提出したいのですが、可能でしょうか。

##### P.5

- Q13 主たる家計支持者が、住民税非課税世帯ですが対象となりますか。
- Q14 高等教育修学支援新制度の学費減免と併用は可能ですか。
- Q15 提出書類をメールに添付する形で提出することは可能ですか。
- Q16 兄妹で申請しようと考えています。学費の免除額は学部によって異なりますか。
- Q17 昨年度緊急学費減免の申請をしましたが、承認されませんでした。前回に申請したときよりも、所得状況が悪化しており、再度実施要項を確認したところ、出願資格を満たしています。改めて申請することは可能ですか？
- Q18 昨年度緊急学費減免を申請し、学費の減免を受けました。今年度の募集に改めて申請し、再度減免を受けることは可能ですか？
- Q19 神戸学院大学 学費分納と併願できますか。

Q1 新型コロナウイルスの影響を受けた後の所得が新型コロナウイルスの影響を受ける前の所得と比較し  
1/2 以下にならない場合は、対象になりませんか。

A1 対象になりません。ただし、公的支援の受給証明書の提出があり、主たる家計支持者 1 名の 2021 年の所得金額、もしくは 2022 年の所得見込額が、841 万円以下（給与所得以外は 355 万円以下）である場合<sup>※1</sup>、対象となります。具体的にどのようなものが新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援と認められるかは、A4 をご確認ください。

※1 給与所得と給与所得以外の両方の所得がある場合は、合算した所得が 841 万円以下かつ給与所得以外の所得が 355 万円以下であること。

Q2 新型コロナウイルスの影響前後の所得比較をどのように行ったらよいか教えてください。

A2 所得区分や年度により、所得を証明する書類や所得確認箇所または所得算出方法が異なります。

具体的には以下を参考にしてください。

年度分	所得区分	所得を証明する書類	所得確認または所得算出方法
2019(令和元) 2020(令和2) 2021(令和3)	給与所得	(1) 所得証明書	a. 給与収入欄の金額 ※給与所得ではなく 給与"収入"であることに注意!
	給与所得以外 (事業所得等)		b. 給与所得以外の所得の合算 例) 営業所得 100 万、不動産所得 200 万 → 所得 300 万円
	給与所得と 給与所得以外 両方		a. と b. の合算
2022(令和4)	給与所得	(2) 直近 3 か月分の 給与明細	c. 総支給金額 <sup>※1</sup> から通勤手当を引いた金額の 直近 3 か月分 <sup>※2</sup> の合計を 4 倍 ※1 様式によっては、支給額合計、総支給額、 支給合計といった表現で記載されています。 ※2 2022 年 7 月～9 月
	給与所得以外 (事業所得等)	(3) 直近 3 か月分の 帳簿	d. 売上から経費を引いた金額の 直近 3 か月分 <sup>※1</sup> の合計 <sup>※2</sup> を 4 倍 ※1 2022 年 7 月～9 月 ※2 マイナスの所得は 0 円とする
	給与所得と 給与所得以外 両方	(2) と (3) 両方の書類	c. と d. の合算

Q3 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援受給証明書の取り扱いについて、教えてください。

A3 文部科学省や独立行政法人日本学生支援機構が別に例示しているものをはじめとする、国・地方公共団体又はその他の公的機関が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する各種公的支援の証明書を認めています。具体的には、以下の表を参考にしてください。

認めているもの(O)	認めていないもの(X)
決定通知書	公的支援の振込が記載されている通帳のコピー
振込完了通知	マイページのスクリーンショット
借用証書	名義が記載されていない書類 (ハガキの表紙だけ等)
支給決定通知書	申請書(申請受付完了控え等も含む)
納税の猶予許可通知書	その他証明書にふさわしくないもの
給付通知書	
その他証明書にふさわしいもの	

Q4 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援と認めている制度を教えてください。

A4 以下の表を参考にしてください。例示している制度は、経済産業省や厚生労働省により紹介されているものであり、全ての制度を掲載しているわけではありません。なお、公的支援の内容に関するご質問には本学ではお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。

No	制度名	証明書一例
1	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資) ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	借用証書
2	危機対応融資	貸借契約証書
3	セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証	貸借契約証書
4	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	貸付通知書
5	小学校休業等対応支援金	支給決定通知書
6	緊急小口資金、総合支援資金(生活費)	貸与決定通知書
7	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	猶予通知書
8	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	猶予通知書
9	国税・地方税の納付猶予	納税の猶予許可通知書
10	持続化給付金	給付通知書
11	家賃支援給付金	給付通知書
12	月次支援金	給付通知書

Q5 A4 にて例示されていない経済支援を受けているのですが、その他の公的支援として認めてもらえますか。また、その他として認められる要件はありますか。

A5 A4 で例示されている制度以外にも、以下の 3 点の要件すべてを満たす場合は公的支援として取り扱います。

①国、地方公共団体又はその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの)が実施しているもの。

②新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。

③当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

以上 3 点をご確認いただき、満たしていればその他の公的支援としてご提出ください。

なお、ご提出いただいた公的支援証明書の制度がこの 3 点を満たしていないと大学が判断した場合は、受理いたしかねますのでご了承ください。

Q6 2021 年度に公的支援を受けたので、その受給証明書を根拠資料として 2022 年度緊急学費減免に申請してもいいですか。

A6 申請対象となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を対象として実施する公的支援であれば、2022 年度以前に受給した場合でも対象となります。したがって、2021 年度に公的支援を受けていれば、同じ公的支援の受給証明書をもって、令和 4 年度の申請対象に含めることができます。

- Q7 公的支援の受給証明書は主たる家計支持者が受領したものでなければいけません。
- A7 個人を受給対象とした支援制度の場合は、主たる家計支持者の所得を基準とした公的支援の受給証明書が必要です。また、世帯を受給対象とする支援制度の場合は、当該世帯に「主たる家計支持者」が含まれていれば対象となります。
- Q8 自営業で毎年年末に確定申告のため帳簿等の作成を税理士にお願いをしています。3 か月分の帳簿が作成できていない状況ですが、どうすればいいですか。
- A8 帳簿の提出は必須となりますので、直近3 か月分(2022年7~9月)の帳簿を作成してください。帳簿の提出が無い場合、書類選考ができませんので受付いたしかねます。なお、フォーマットに指定はございませんが、売上から経費が引かれているものを提出してください。
- Q9 現在、失業(廃業)しています。何を提出すればよいですか。
- A9 実施要項10.提出書類に記載されているNo.4の代わりに以下の該当書類をご提出ください。

所得区分	提出書類
給与所得	1.(1)失業した年度の失業を証明する書類(1部・コピー可) ※例:退職証明書、離職票、雇用保険被保険者証、資格取得喪失証明書など ※退職日の記載があること (2)失業した年度の所得を証明する書類(a.またはb.の該当する書類1部) <u>a. 2022(令和4)年度失業の場合</u> 令和4年度源泉徴収票(全勤務先分・コピー可) 又は2022(令和4)年1月~退職日までの給与明細(全勤務先分・コピー可) <u>b. 2021(令和3)年度以前失業の場合</u> 失業した年度の所得証明書(原本)
給与所得以外 (自営業等)	2.(1)廃業した年度の廃業を証明する書類(1部) ※例)登記している法人:履歴事項全部証明書(原本) 個人事業主:個人事業の開業・廃業等届出書(控用)※コピー可・税務署受付印有 ※廃業・閉業日の記載があること ※なお、書類に関するご質問には本学ではお答えできません。 発行場所についてはそれぞれの実施機関にお問い合わせください。 (2)廃業した年度の所得を証明する書類(a.またはb.の該当する書類1部) <u>a. 2022(令和4)年度廃業の場合</u> 2022(令和4)年1月~廃業日までの帳簿(すべての所得分・コピー可) <u>b. 2021(令和3)年度以前廃業の場合</u> 廃業した年度の所得証明書(原本)
給与所得と 給与所得以外両方	上記に記載されている1.(1)~(2)と2.(1)~(2)の書類を全てご提出ください。

- Q10 過去に緊急学費減免に申請していたため、当時提出した書類を流用してほしいのですが可能ですか。
- A10 原本提出である書類は流用不可です。ただし、過去に公的支援受給者証明書の原本を提出した場合に限っては、事情を聴いたうえで流用可とする場合がございます。
- Q11 所定の期日までに書類が提出できない場合は、どうすればよいですか。
- A11 原則、期日後の提出書類を受け付けることは出来かねます。
- Q12 指定されている書類の代わりに他の書類を提出したいのですが、可能でしょうか。  
(所得を証明する書類として、所得証明書の代わりに、源泉徴収票を提出する等)
- A12 受理いたしかねます。やむを得ない場合は、緊急学費減免担当までお問い合わせください。

- Q 13 主たる家計支持者が、住民税非課税世帯ですが対象となりますか。
- A 13 主たる家計支持者が住民税非課税世帯であっても、所得が半分以上減少していなければ対象とはなりません（詳しくは募集要項の出願資格をご確認ください）。ただし、国の高等教育修学支援新制度などは対象となる可能性が高いため、申請されていない方は JASSO 奨学金窓口（KPC:078-974-4084、KAC:078-974-1607）までお問い合わせください。
- Q 14 高等教育修学支援新制度の学費減免と併用は可能ですか。
- A 14 併用は可能です。ただし、高等教育修学支援新制度などの学費減免により、残りの学費納入額が緊急学費減免額を下回っている場合は、残りの納入額分を免除することとします。
- Q 15 提出書類をメールに添付する形で提出することは可能ですか。
- A 15 できません。提出は窓口受付のほかに郵送（簡易書留※締切日必着）でも受付しています。
- Q 16 兄妹で申請しようと考えています。学費の免除額は学部によって異なりますか。
- A 16 異なります。各学部の年間学費の20%を免除するため、学費の高い学部ほど免除額も大きくなります。
- Q 17 昨年度緊急学費減免の申請をしましたが、承認されませんでした。前回に申請したときよりも、所得状況が悪化しており、再度実施要項を確認したところ、出願資格を満たしています。改めて申請することは可能ですか？
- A 17 可能です。再度、ご申請ください。
- Q 18 昨年度緊急学費減免を申請し、学費の減免を受けました。今年度の募集に改めて申請し、再度減免を受けることは可能ですか？
- A 18 可能です。再度、ご申請ください。
- Q 19 神戸学院大学 学費分納と併願できますか。
- A 19 併願はできません。どちらか一方をご申請ください。